

特別支援教育の概要

特別支援教育の概要

1. 特別支援教育について

障害のある幼児児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要がある。このため、障害の状態などに応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級において、特別の教育課程や少人数の学級編制のもとに指導が行われている。また、通常の学級に在籍している児童生徒に対しても、通級による指導などにより一人一人の教育的ニーズに応じた指導が行われている。

平成19年4月には学校教育法の一部改正により、従来の盲学校、聾学校、養護学校の制度は、幼児児童生徒の障害の重複化に対応するため、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換された。また、小・中学校等においても発達障害を含む障害のある児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確にされた。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）を対象としている。幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれる。

特別支援学級

障害のある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態であり、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを対象としている。

2. 特別支援学校の教育課程

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な教育を行うこととしている。

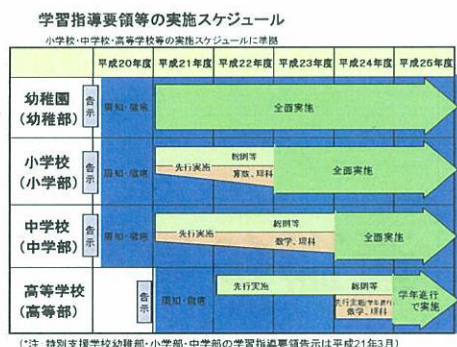
特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」で編成される。

また、知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科については、知的障害の特徴や学習上の特性等を考慮した独自の教科を示している。

(例) 特別支援学校高等部の教育課程

各教科 (国語、地理歴史、数学等)	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-------------------	-----------	------	------

特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領は平成21年に改訂され、順次実施に移されている。



新しい学習指導要領においては、自立と社会参加に向けた職業教育・就労支援の充実に向けて、次のような改訂を行った。

- ・産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会を充実
- ・校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなど、進路指導を充実
- ・知的障害者を教育する特別支援学校高等部に専門教科「福祉」を新設

特別支援学校高等部学習指導要領 (平成21年3月告示)
における職業教育等に関する主な規定

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4 職業教育に関して配慮すべき事項

(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

(16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成すること。

第2章

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容

[福祉]

1 目標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、社会福祉の意義と役割の理解を深めるとともに、社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内容

- (1) 社会福祉についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。
- (2) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような社会福祉に関する必要な分野の知識と技術を習得し、実際に活用する。
 - ・家事援助
 - ・介護

3. 特別支援学校の現状

※平成18年度までの数値は、盲学校、聾学校及び養護学校の数値を用いている。以下同じ。

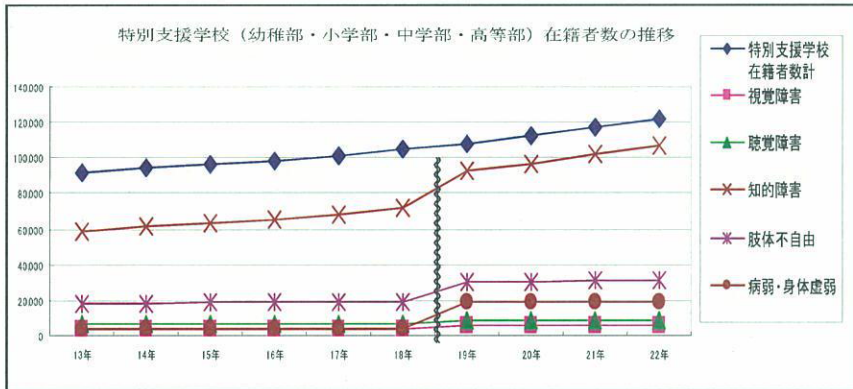
(1) 特別支援学校に在学する幼児児童生徒の状況

特別支援学校の在籍幼児児童生徒数を見ると、知的障害者が増加している。

(平成22年5月1日現在)

対応障害種別	学校数	学級数	在学者数					計
			幼稚部	小学部	中学部	高等部		
			人	人	人	人	人	
視	65	1,242	240	623	487	1,978	3,328	
聴	93	1,916	1,171	2,076	1,308	1,735	6,290	
知	495	15,755	66	19,076	16,190	37,629	72,961	
肢	142	4,701	42	5,941	3,418	3,829	13,230	
病	65	1,044	2	949	815	929	2,695	
視・知	2	56	7	79	65	24	175	
視・病	1	18	4	4	3	20	31	
聴・知	8	183	32	133	137	295	597	
知・肢	103	4,280	7	4,668	3,468	7,490	15,633	
知・病	14	514	-	573	519	644	1,736	
肢・病	16	587	14	611	397	477	1,499	
視・肢・病	1	24	2	20	18	14	54	
知・肢・病	19	593	2	697	453	848	2,000	
聴・知・肢・病	2	63	1	64	54	80	199	
視・聴・知・肢・病	13	422	7	375	330	675	1,387	
計	1,039	31,398	1,597	35,889	27,662	56,667	121,815	

(各年度5月1日現在)



※平成18年度までの数値は、盲学校・聾学校・養護学校（知・肢・病）の5種の学校の在籍者数を合計したものである。一方、平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種を学級編制により集計した。その際、重複障害学級在籍者についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校在籍者数の計とは一致しない。

(2) 重複障害児童生徒数の推移

年度	小・中学部		高等部	
	重複障害児童生徒数	在籍率	重複障害生徒数	在籍率
平成2年度	20,926	38.3%	—	(15.6%)
平成7年度	21,695	43.8%	—	(18.8%)
平成12年度	22,194	45.1%	9,368	23.9%
平成17年度	23,422	43.1%	10,200	22.4%
平成22年度	26,137	41.1%	11,278	19.9%

※学校基本調査より作成。平成2年度、平成7年度の高等部については特殊教育課（当時）調べ

(3) 高等部（本科）卒業後の進路状況

(平成22年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
視覚障害	383 (100.0%)	108 (28.2%)	19 (5.0%)	82 (21.4%)	132 (34.5%)	42 (11.0%)
聴覚障害	442 (100.0%)	203 (45.9%)	30 (6.8%)	148 (33.5%)	40 (9.0%)	21 (4.8%)
知的障害	12,191 (100.0%)	82 (0.7%)	300 (2.5%)	3,261 (26.7%)	8,010 (65.7%)	538 (4.4%)
肢体不自由	2,619 (100.0%)	41 (1.6%)	100 (3.8%)	253 (9.7%)	2,106 (80.4%)	119 (4.5%)
病弱・身体虚弱	438 (100.0%)	42 (9.6%)	44 (10.0%)	48 (11.0%)	232 (53.0%)	72 (16.4%)
計	16,073 (100.0%)	476 (3.0%)	493 (3.1%)	3,792 (23.6%)	10,520 (65.5%)	792 (4.9%)

※学校基本調査より作成

※上段は人数、下段は卒業者に対する割合。四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない

※障害者自立支援法による障害者福祉サービスを提供している施設（就労移行支援事業、就労継続支援事業含む）は「施設・医療機関」に計上

4. 特別支援学級の現状

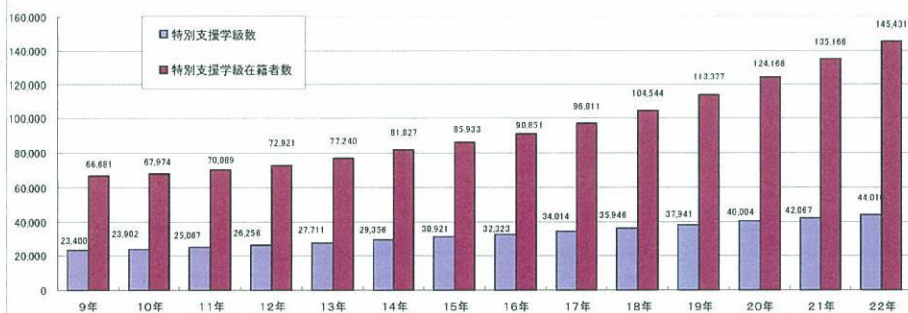
※平成18年度までの数値については、特殊学級の数値を用いている。以下同じ。

(平成22年5月1日現在)

区分	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知的障害	14,968	52,959	7,448	27,140	22,416	80,099
肢体不自由	1,892	3,205	675	1,060	2,567	4,265
病弱・身体虚弱	849	1,541	341	588	1,190	2,129
弱視	223	272	86	101	309	373
難聴	544	926	206	336	750	1,262
言語障害	434	1,411	73	110	507	1,521
自閉症・情緒障害	11,457	40,705	4,814	15,077	16,271	55,782
総計	30,367	101,019	13,643	44,412	44,010	145,431

(各年度5月1日現在)

特別支援学級数及び特別支援学級在籍者数の推移



5. 通級による指導の現状

(平成22年5月1日現在)

区分	小学校				中学校				合計			
	計	自校通級	他校通級	巡回指導	計	自校通級	他校通級	巡回指導	自校通級	他校通級	巡回指導	
言語障害	30,813	12,024	17,904	885	253	78	150	25	31,066	12,102	18,054	910
自閉症	8,031	3,083	4,643	305	1,117	432	626	59	9,148	3,515	5,269	364
情緒障害	4,742	1,598	2,958	186	995	394	571	30	5,737	1,992	3,529	216
弱視	160	25	113	22	24	11	13	-	184	36	126	22
難聴	1,646	312	1,171	163	337	71	200	66	1,983	383	1,371	229
学習障害	5,542	3,743	1,428	371	1,113	782	242	89	6,655	4,525	1,670	460
言語・聴覚・多動性障害	5,277	2,693	2,308	276	521	244	248	29	5,798	2,937	2,556	305
肢体不自由	16	9	4	3	8	7	1	-	24	16	5	3
病弱・身体虚弱	27	3	22	2	15	4	11	-	42	7	33	2
計	56,254	23,490	30,551	2,213	4,383	2,023	2,062	298	60,637	25,513	32,613	2,511

(各年度5月1日現在)

通級による指導対象児童生徒数の推移

